

## 久留米市公告第20号

生涯学習センターパソコン機器賃貸借の業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年1月13日

久留米市長 原口 新五

### 1. 入札に付する事項

- (1) 業務名：生涯学習センターパソコン機器賃貸借
- (2) 業務場所：久留米市諏訪野町1830-6（えーるピア久留米内生涯学習センター事務室及びパソコン室）
- (3) 業務内容：「生涯学習センターパソコン機器賃貸借仕様書」のとおり
- (4) 賃貸借期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
ただし、当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができる。
- (5) 予定価格：月額107,573円（うち消費税及び地方消費税の額9,779円）

### 2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 市内の本店または営業所に技術者を1名以上有する者。
- (2) 令和2・3・4年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者で、OA機器を優先順位の1位としている者。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。

### 3. 契約条項を示す場所

市民文化部 生涯学習推進課（えーるピア久留米3階）

### 4. 入札参加資格の確認

「生涯学習センターパソコン機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領のとおり

### 5. 入札方法

「生涯学習センターパソコン機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

### 6. 開札

- (1) 日時：令和5年2月10日（金） 10時00分
- (2) 場所：えーるピア久留米 2階 205学習室
- (3) その他：「生涯学習センターパソコン機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

### 7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金  
久留米市契約事務規則第6条及び第7条による。
- (2) 契約保証金  
契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上。  
但し、規則第27条に該当する場合は免除する。

### 8. 入札の無効

「生涯学習センターパソコン機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

### 9. その他

- (1) 「生涯学習センターパソコン機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領、及び「生涯学習センターパソコン機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領の閲覧は、市民文化部生涯学習推進課（えーるピア久留米3階）及びインターネット上の本市公式ホームページにて掲載。
- (2) 売主としてのリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

### 10. 事務局

久留米市市民文化部生涯学習推進課